

財務省告示第三百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十月三十日

財務大臣 藤井 裕久

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・八トン
四	一七、五四四トン
五	六九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一二三トン	四八トン	七、六六トン	七一、三四トン	七、六五トン	四三三トン	三二、九七二トン	七四六、二九トン	一、二二三、六四二トン	三三、八三トン	一九二トン	二、八二九トン	一六、六六五トン	〇・三三三トン	四・八トン	六トン

二九	三四トン
二八	一トン
二七	四、一五九トン
二六	二、六四五トン
二五	〇トン
二四	一、一トン
二三	二、七六三トン
三三	三三三三トン
一一	一、三二五トン